

等々力緑地再編整備事業に関する
インフォメーションパッケージ提供申込書

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

等々力緑地再編整備事業に関するインフォメーションパッケージの提供を申し込みます。

記

【資料送付先】

住所	〒
担当者氏名	
所属部署名	
役職	
電話番号	
メールアドレス	

以上

- ※代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のもので構いません。
- ※守秘義務の遵守に関する誓約書（様式 1-2）に基づき、インフォメーションパッケージ及びインフォメーションパッケージに係る印刷物等（同誓約書に定義される。）の破棄完了後、破棄義務の遵守に関する報告書（様式 1-4）を提出してください。
- ※インフォメーションパッケージとして提供する資料は現時点のものであり、今後変更する可能性があります。提供資料の内容変更により、損害や増加費用等が生じても市は責任を負いません。

等々力緑地再編整備事業
守秘義務の遵守に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

当社は、今般、川崎市（以下「市」という。）から令和3年11月30日付けで「等々力緑地再編整備事業に関する基本的な考え方」の公表があった等々力緑地再編整備事業（以下「本事業」という。）における事業者選定に係る公募が今後実施される際に応募提案を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、この誓約書（以下「本書」という。）の提出を条件とする開示資料（以下「インフォメーションパッケージ」という。）の提供を受けることを希望しますが、インフォメーションパッケージの提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ、インフォメーションパッケージの提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本事業における公募が今後実施される際に応募提案を検討するにあたり協力を求める協力事業者が、本書記載の遵守事項と同等以上の守秘義務を負うことを当社に対して誓約した場合に限り、かかる協力事業者（以下「第二次被開示者」という。）に対し、インフォメーションパッケージの全部又は一部を開示することができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ第二次被開示者の名称等を市に通知します。また、第二次被開示者は、当社から開示を受けたインフォメーションパッケージに係る情報を他の第三者に開示してはならないものとし、第二次被開示者が本書記載の遵守事項に違反したときは、当社がその一切の責任を負います。

第2条（秘密の保持）

当社は、市から提供を受けたインフォメーションパッケージを秘密として保持するものとし、前条第2項に定める場合又は市の事前の承諾がある場合のほか、第三者に対し開示しません。なお、当該市の承諾は、当社及び第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

第3条（善管注意義務）

当社は、市から提供を受けたインフォメーションパッケージを、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

市から提供を受けたインフォメーションパッケージのうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により、市に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本事業における事業者選定に係る公募が実施されなかった場合、当社が第一次審査書類又は第二次審査書類の提出に至らなかった場合及び当社が優先交渉権者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為によりインフォメーションパッケージに係る情報（個人情報を含む。）が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対してインフォメーションパッケージを提供した者を含むがこれに限らない。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄）

- 1 市から提供を受けたインフォメーションパッケージ及びインフォメーションパッケージの印刷物等（インフォメーションパッケージの全部又は一部の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録、並びにインフォメーションパッケージの全部又は一部の情報を加工して作成した資料を含むがこれらに限られない。）は、当社が第一次審査書類の提出に至らなかった時点、当社が第二次審査書類の提出に至らなかった時点、当社が第二次審査書類の提出を行った場合における第二次審査書類の提出期限、又は、市が当社に対しインフォメーションパッケージ及びインフォメーションパッケージの印刷物等の破棄を書面により要請した時点のうちいずれか早い時点で、すべて速やかに破棄し、破棄義務の遵守に関する報告書を提出することを約束します。また、この場合において、第二次被開示者に対してインフォメーションパッケージの全部又は一部を開示していたときは、当該第二次被開示者をして、開示を受けたインフォメーションパッケージ及びインフォメーションパッケージの印刷物等をすべて速やかに破棄させ、破棄義務の遵守に関する報告書を提出させることを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等によりインフォメーションパッケージの情報を保持することが義務付けられているため、当社又は第二次被開示者において、前項の規定によりインフォメーションパッケージ及びインフォメーションパッケージの印刷物等を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知し、又は、第二次被開示者をして通知させることとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該印刷物等をすべて破棄し、又は第二次被開示者をして破棄させることを約束します。
- 3 当社は、前2項の規定に基づきインフォメーションパッケージ及びインフォメーションパッケージの印刷物等を破棄し、また、第二次被開示者をして破棄させたときは、市に対し、その旨報告します。

以上

※代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のもので構いません。

※提出に当たっては、両面印刷の上、記名、押印してください

様式 1-3 (第二次被開示者へのインフォメーションパッケージ開示通知書)

等々力緑地再編整備事業
第二次被開示者へのインフォメーションパッケージ開示通知書

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市長

住 所
商号又は名称
代表者名

印

当社は、川崎市から令和3年11月30日付けで「等々力緑地再編整備事業に関する基本的な考え方」の公表があった等々力緑地再編整備事業における事業者選定に係る公募に際し応募提案を検討することを目的として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料(以下「インフォメーションパッケージ」という。)の提供を受けておりますが、インフォメーションパッケージを下記の者に対して開示しますので通知します。

記

【第二次被開示者】

商号又は名称	
住所	〒
代表者氏名	
申込者との関係	

以上

- ※代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のもので構いません。
- ※第二次被開示者の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。
- ※守秘義務の遵守に関する誓約書と同等かそれ以上の義務を負う旨の誓約書(様式は任意)を第二次被開示者から受領し、その写しを添付してください。
- ※本様式は、第二次被開示者への開示に当たり、あらかじめ提出してください。

様式 1 - 4 (破棄義務の遵守に関する報告書)

**等々力緑地再編整備事業
破棄義務の遵守に関する報告書**

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

当社は、川崎市から令和3年11月30日付けで「等々力緑地再編整備事業に関する基本的な考え方」の公表があった等々力緑地再編整備事業における事業者選定に係る公募に際し応募提案を検討することを目的として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料(以下「インフォメーションパッケージ」という。)の提供を受けておりましたが、今般、インフォメーションパッケージ及びインフォメーションパッケージの印刷物等(守秘義務の遵守に関する誓約書に定義される。)の破棄を完了したことを報告します。

※代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のもので構いません。

※第二次被開示者も本報告書を提出してください。

※本報告書は、第二次被開示者に開示した企業が取りまとめて提出してください。

様式 1 - 5 (破棄義務の遵守の延期に関する誓約書)

等々力緑地再編整備事業
破棄義務の遵守の延期に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市長

住 所
商号又は名称
代表者名 印

当社は、川崎市（以下「市」という。）から令和3年11月30日付けで「等々力緑地再編整備事業に関する基本的な考え方」の公表があった等々力緑地再編整備事業における事業者選定に係る公募に際し応募提案を検討することを目的として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料（以下「インフォメーションパッケージ」という。）の提供を受けておりましたが、下記のとおり当該インフォメーションパッケージ及びインフォメーションパッケージの印刷物等（守秘義務の遵守に関する誓約書に定義される。）を速やかに破棄することができなくなりましたので、ここに、破棄予定日までに当該印刷物等をすべて破棄し、破棄が完了したときは、市に対し、破棄義務の遵守に関する報告書の提出をもってその旨報告することを約束します。

記

破棄の延期理由	
破 棄 予 定 日	

以上

※代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のもので構いません。

※第二次被開示者も本誓約書を提出してください。